

役員等及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あい福祉会（以後、「当会」という。）の役員等及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは理事、監事及び苦情処理第三者委員をいう。

2 報酬は、当会と委任関係にある役員等及び評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の全評議員の報酬総額は、定款第8条で定める金額の範囲内とする。

2 この法人の全理事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

3 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて当会の業務を行った場合であっても、第5条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 理事会及び評議員会がテレビ会議、電話会議を含む一同に会するのと同等の相互に十分論議を行うことができる方法によって開催された場合の報酬は、前項に準じて支払うことができる。

3 理事会及び評議員会が法人定款または法人定款細則に定める決議の省略による方法によって開催された場合の報酬は、第1項に準じて支払うことができる。

4 交通費は、広島県外から出席する者については別表4により旅費相当分を支払う。

(理事の報酬等)

第5条 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて当会及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、当会及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(苦情処理第三者委員の報酬等)

第7条 苦情処理第三者委員が当会及び施設に係る苦情処理の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員等及び評議員が、当会業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第9条 報酬は通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改定)

第11条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

別表1 (日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬	20,000円
評議員会出席報酬	20,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬
理事業務報酬等	15,000円
監事業務報酬等	23,000円
苦情処理第三者委員	15,000円

別表3（日額）

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	15,000円	実 費

別表4

対象者氏名	内訳	金額
評議員：中島 健之	新幹線 新大阪～広島（往復）	21,900円

附 則 平成22年6月1日制定の役員等報酬規程は、この規程の制定と同時に廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月15日（定時評議員会の議決日）より施行する。
- 2 この規程は、令和5年6月14日をもって一部改定し、同日より施行する。